

# 千葉県新型インフルエンザ院内感染対策ガイドラインの策定について

## 1 策定の背景及び方針

### (1) 策定の背景

インフルエンザ（H5N1）が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定感染症に指定されたことに伴い、新型インフルエンザ専門家会議から「医療施設における感染対策ガイドライン」等が示された。

治療を担う医療機関における感染防止を徹底することを目的に、「千葉県新型インフルエンザ院内感染対策ガイドライン」を策定することとした。

### (2) 策定の方針

本ガイドラインの記載内容は、厚生労働省の「新型インフルエンザ専門家会議」において平成18年6月に作成された、「インフルエンザ（H5N1）に関するガイドライン—フェーズ3—」の「診断・治療ガイドライン」及び「医療施設等における感染対策ガイドライン」の項目を主に再編、収録し、さらに「医療スタッフの健康管理について」、「医療機関ごとの院内感染対策」の項目を加え策定した。

今後、新型インフルエンザが確定され次第、厚生労働省から示される各種ガイドラインや新たな科学的知見等の情報に基づき必要に応じて改訂することとした。

## 2 概要

### (1) 基本方針

本ガイドラインの枠組み及び策定に当たっての基本方針について規定した。

### (2) インフルエンザ（H5N1）

インフルエンザ（H5N1）患者を発見するために病原体検査を実施する対象者を要観察者とする等の症例定義について規定した。

### (3) 診断治療ガイドライン

院内感染対策で必要となるインフルエンザ（H5N1）の臨床像と初診から確定までのながれ、入院の要件、治療方法等について規定した。

### (4) 医療施設等における感染対策

#### ① 感染経路及びそれに応じた予防策

インフルエンザ（H5N1）の感染経路を飛沫感染、接触感染及び空気感染とし、その予防対策を標準予防策、接触予防策、飛沫予防策、空気予防策と想定し、その基本について規定した。

#### ② 医療機関における部門別感染対策

医療機関の外来部門及び入院部門での感染防止対策について規定した。

- ③ 患者死後における患者管理  
死亡した患者の遺族、葬儀従事者に対する感染防止対策について規定した。
- ④ 医療スタッフの健康管理  
医療スタッフへ健康状態の把握と就業制限等について規定した。
- ⑤ 医療機関ごとの院内感染対策  
医療機関ごとの対応マニュアルの策定と訓練の実施について規定した。

**(5) 参考**

医療施設で有用な感染対策と用語解説及び参考文献について規定した。